

新	旧	備考
限度額設定型貿易保険運用規程 平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00019 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正	限度額設定型貿易保険運用規程 平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00019 沿革 <u>平成 25 年 3 月 18 日</u> 一部改正	
(定義) 第 1 条 限度額設定型貿易保険約款 (<u>平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017。以下「約款」という。</u>)、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。 一 「輸出契約等」とは、<u>輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約をいう。ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超える場合は、これに含まれない。</u> 二 「輸出契約書等」とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。	(輸出等の定義) 第 1 条 限度額設定型貿易保険約款 (以下「約款」という。)、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。 一 「<u>輸出契約</u>」とは、<u>本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件についての定めがあるもの（貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により輸出契約とみなされるものを含む。）をいう。</u> 二 「<u>仲介貿易契約</u>」とは、<u>本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並びに販売の条件についての定めがあるもの（法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。）をいう。</u> 三 「輸出契約等」とは、<u>輸出契約及び仲介貿易契約をいう。</u> 四 「輸出契約書等」とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。	

新	旧	備考
イ インボイス ロ プロフォーマ・インボイス ハ セールス・コンファメーション ニ <u>パーチャス・オーダー</u> ホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書 三 「輸出者等」とは、輸出契約等の当事者であって、貨物を輸出又は販売するものをいう。 四 「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。 五 <u>「輸出貨物等」とは、輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。</u> 六 <u>「輸出等」とは、輸出貨物等の輸出又は販売をいう。</u> 七～十二 （略）	イ インボイス ロ プロフォーマ・インボイス ハ セールス・コンファメーション ニ <u>パーチャス・オーダー</u> ホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書 五 <u>「輸出者」とは、輸出契約の当事者であって、貨物を輸出するものをいい、「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であって、貨物を販売するものをいう。</u> 六 「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。 七～十二 （略）	
（保険契約の相談） 第2条 約款に基づく保険の申込みを行おうとする者又は約款第2条に規定する保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額若しくは仕向国の追加の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から1年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りでない。	（保険契約の相談） 第2条 約款に基づく保険の申込みを行おうとする者又は約款第2条に規定する保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額若しくは仕向国の追加の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から1年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りではない。	
第3条 （略）	第3条 （略）	
（保険料） 第4条 保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年7月2日 04-制度-00034）に基づき算出された額とする。	（保険料） 第4条 保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年7月2日 04-制度-00034）に基づき算出された額とする。	

新	旧	備考
2 保険契約者は、前項の保険料を、 <u>保険契約の締結時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ 3,000 円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ 3,000 円とする。</u>	2 保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ 3,000 円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ 3,000 円とする。	
3 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、第 1 項の保険料の額の 100 分の 50 を <u>保険契約締結日の 6 月後の応当日又は日本貿易保険が特に認めた場合にあっては保険契約の締結時に、100 分の 50 を日本貿易保険の指定した日（保険契約締結日の 6 月後の応当日より前の日に限る。）</u> に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。	3 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、第 1 項の保険料の額の 100 分の 50 を保険契約の締結時に、100 分の 50 を日本貿易保険の指定した日に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。	
4 約款第 22 条第 7 項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから 45 日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。	4 約款第 22 条第 6 項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから 45 日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。	
5 <u>日本貿易保険が第 3 項による保険料の分割納付を認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u> 「1. この保険契約の証券に記載された保険料の第 2 回支払日（以下「第 2 回支払日」という。）が到来する前に約款第 16 条に定める損失等発生通知をする場合、保険契約者は、第 2 回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険が指定する日までに第 2 回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第 2 回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第 2 回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第 2 回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。 <u>ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u> 」		
(免責)	(免責)	

新	旧	備考
第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。 一 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）<u>に係る輸出契約等</u>。 二 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）<u>に係る輸出契約等</u>であって、契約金額が15億円超のもの。 三 証券記載の仲介貿易契約の相手方が、保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、次のいずれかに該当するもの。 イ～ホ （略） 四 （略）	第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。 一 原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）<u>の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの</u>。 二 水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）<u>の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの</u>であって、契約金額が15億円超のもの。 三 証券記載の仲介貿易契約（貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき、仲介貿易契約とみなされるものを除く。）の相手方が、保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、次のいずれかに該当するもの イ～ホ （略） 四 （略）	
第6条～第7条 （略）	第6条～第7条 （略）	
（電子メール等の取扱い） 第8条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。	（電子メール等の取扱い） 第8条 保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。	
2 輸出者等は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。	2 <u>輸出者又は仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）</u>は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。	
3 （略）	3 （略）	
（輸出契約等の締結日） 第9条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。 一 輸出契約書等を作成し、契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日又は輸出者等若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日	（輸出契約等の締結日） 第9条 輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。 一 輸出契約書等を作成し、契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日又は輸出者等若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日	

新	旧	備考
二 輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日 三 <u>パーチェス・オーダー</u>にカウンターサインをすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合は<u>パーチェス・オーダー</u>の日付とする。 四 <u>パーチェス・オーダー</u>に対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付 五 プロフォーマ・インボイス又は見積書に対し信用状（以下「<u>L/C</u>」という。）が開設された場合（<u>L/C</u>上でプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等の照合できるとき）においては、<u>L/C</u>の受領日 六 <u>L/C</u>が契約に先行して開設され、<u>L/C</u>の受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合（<u>L/C</u>でプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等がリファーされていないとき）においては、輸出契約書等の作成日。ただし、<u>L/C</u>開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。 七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対し <u>L/C</u> が開設された場合（<u>L/C</u>が当該契約に基づくものであることを確認できること。）においては、<u>L/C</u>受領日 八～十 （略）	二 輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日 三 <u>パーチャス・オーダー</u>にカウンターサインをすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合は<u>パーチャス・オーダー</u>の日付とする。 四 <u>パーチャス・オーダー</u>に対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付 五 プロフォーマ・インボイス <u>又は</u> <u>見</u>見積書に対し信用状（以下「<u>L／C</u>」という。）が開設された場合（<u>L／C</u>上でプロフォーマ・インボイス <u>又は</u> <u>見</u>見積書の番号等の照合できるとき）においては、<u>L／C</u>の受領日 六 <u>L／C</u>が契約に先行して開設され、<u>L／C</u>の受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合（<u>L／C</u>でプロフォーマ・インボイス <u>又は</u> <u>見</u>見積書の番号等がリファーされていないとき）においては、輸出契約書等の作成日。ただし、<u>L／C</u>開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。 七 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対し <u>L／C</u>が開設された場合（<u>L／C</u>が当該契約に基づくものであることを確認できること。）においては、<u>L／C</u>受領日 八～十 （略）	
（決済期限の解釈） 第10条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～五 （略）	（決済期限の解釈） 第10条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一～五 （略）	
2 （略）	2 （略）	
3 前2項の規定にかかわらず、代金等が <u>L/C</u> により決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類を <u>L/C</u> の開設銀行が受領した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書	3 前2項の規定にかかわらず、代金等が <u>L／C</u> により決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類を <u>L／C</u> の開設銀行が受領した日 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書	

新	旧	備考
類を <u>L/C</u> の買取銀行又は取立銀行に提出した日から 2 週間を経過した日 三 一覽後定期払の場合には、前 2 号の規定による日に当該 <u>L/C</u> で定められたユーザンス期間を加えた日	類を <u>L/C</u> の買取銀行又は取立銀行に提出した日から 2 週間を経過した日 三 一覽後定期払の場合には、前 2 号の規定による日に当該 <u>L/C</u> で定められたユーザンス期間を加えた日	
4～5 (略)	4～5 (略)	
(告知事項) <u>第11条</u> 約款第20条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。 一 <u>輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生したことがある。</u> 二 <u>輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</u>		
(損失等発生通知書の提出時期) <u>第12条</u> 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一～二 (略)	(損失発生通知書の提出時期) <u>第11条</u> 損失発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一～二 (略)	
(輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日) <u>第13条</u> 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一～三 (略)	(輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日) <u>第12条</u> 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一～三 (略)	
四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の<u>輸出等</u>の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第1号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。	四 輸入の禁止、為替取引の禁止、外為法による貨物の<u>輸出</u>の禁止その他これらに準ずる事由による場合は当該禁止措置が実施された日を事故発生日及び事故確定日とする。ただし、当該禁止措置等が一時的であると認められる場合は、第1号に準じて日本貿易保険が当該禁止措置が実施された日以外の日を定めることがある。	
2 (略)	2 (略)	
3 (略)	3 (略)	
(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務) <u>第14条</u> 約款第3条第1号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、<u>輸出貨物等の処分は、事故確定日以後行わなければならない。</u>ただし、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、	(輸出等不能事故に係る損失防止軽減義務) <u>第13条</u> 約款第3条第1号のてん補危険に係る損失防止軽減義務のうち、<u>輸出貨物又は、仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の処分は、事故確定日以後行わなければならない。</u>ただ	

新	旧	備考
事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。	し、日本貿易保険が特に必要と認める場合にあっては、事故確定日以前に貨物の処分を行うことができる。	
(保険金の条件付支払の取扱い) 第15条 約款第25条第2項に規定する保険金の条件付支払に際して付す条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>輸出契約等に基づいて輸出することができなくなった輸出貨物、販売することができなくなった仲介貿易貨物（以下「輸出等不能貨物」という。）又は輸出契約等に基づいて代金を回収することができなくなった貨物（以下「代金回収不能貨物」という。）について、他の債権におけるのと同じの一切の合理的措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> 三 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</u> 四 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分し、又は輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第8条の規定によりあらためて算出した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。</u>	(保険金の条件付支払の取扱い) 第14条 約款第27条に規定する保険金の条件付支払における条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。</u> 二 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> 三 被保険者は、<u>輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</u> 四 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第8条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。</u> <u>五 保険金の支払があった後6月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収</u>	

新	旧	備考
	<u>し得べき金額と認めた金額を変更することができるものと</u> <u>し、その変更された額を基礎として約款第8条の規定により</u> <u>算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険</u> <u>金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する</u> <u>金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付</u> <u>するものとする。</u>	
<u>2 約款第25条第3項に規定する保険金の支払に際して付す条件は、</u> <u>次の各号とする。</u> <u>一 被保険者は、取得し得べき金額を回収するために、他の債権</u> <u>におけるのと同じの一切の合理的措置を講ずること。</u> <u>二 被保険者は、取得し得べき金額の回収を妨げる事由又は当該</u> <u>金額を変更する事由が発生し、取得し得べき金額の全部又は一</u> <u>部が回収できないことが明らかとなった場合、遅滞なくその旨</u> <u>を日本貿易保険に通知すること。</u> <u>三 前号の場合、日本貿易保険は、取得し得べきと認めた金額を</u> <u>変更し、当該変更後の金額を基礎として約款第8条の規定によ</u> <u>り改めて算出した日本貿易保険がてん補すべき額が、条件を付</u> <u>して支払った保険金の額を超過する場合、日本貿易保険はその</u> <u>差額に相当する金額を被保険者に対して支払うこと。ただし、</u> <u>前号の事由が、被保険者が第1号に基づく義務の履行を怠った</u> <u>ことにより発生した場合はこの限りでない。</u>		
	<u>(権利行使等の委任)</u> <u>第15条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限</u> <u>り、保険金請求前に約款第30条第1項の申込を受けたものとし</u> <u>て、原則として保険金請求に合わせて約款第30条第3項の権利</u> <u>行使等の委任を行うものとする。</u>	
<u>(輸出等不能事故に係る換算率)</u> <u>第16条 約款第3条第1号のてん補危険にあつては、約款第36条</u> <u>の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。</u> <u>一 輸出等をすることができなくなった輸出貨物等の代金の額</u> <u>が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場</u> <u>(外国為替相場とは、約款第36条第1項第1号の外国為替相</u> <u>場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。</u>	<u>(輸出等不能事故に係る換算率)</u> <u>第16条 約款第3条第1号のてん補危険にあつては、約款第32条</u> <u>の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。</u> <u>一 輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等の代金</u> <u>等の額が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国</u> <u>為替相場(外国為替相場とは、約款第32条第1項第1号の外</u> <u>国為替相場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。</u>	

新	旧	備考
二 約款第7条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。 三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。 イ 輸出等<u>を</u>することができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日 ロ 輸出等<u>を</u>することができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日	二 約款第7条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。 三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。 イ 輸出<u>又は販売</u>することができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日 ロ 輸出<u>又は販売</u>することができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日	
第 <u>17</u> 条 （略） 附 則 <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	第 <u>17</u> 条 （略）	